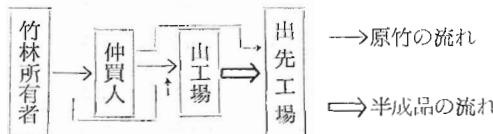


56. 竹林の経営改善に関する一考察

—大分県下の実情を例として—

九大農学部 青木尊重

1) 原竹流通面の不合理なシステムの改善



ここで問題となるのが、仲買人の生態である。原竹の販売価格は時価による工場庭先渡し価格である。仲買人はこれから人夫賃、運搬賃、その他の経費を差引き、残りを原竹の仕入価格と自己の利潤とに分割するので、竹林が奥山にあつたり、竹林所有者の立場が弱かつたり、竹林の「伐採権」の譲渡の形をとる取引であつたければ、仲買人の経験と狡猾さとによつて、竹林所有者に直接渡される金額というものは極めてすくないものになるのである。

伐採と運搬は仲買人が行うので、竹林所有者は少しだけの竹材が伐採搬出されたかを知る機会は与えられない。しかも伐採は皆伐法が採られているとすれば、竹林の更新上重大な過誤を犯していることになる。従来はその循環期が7・8年に一回であつたものが、近頃は資源の減少と需要の増大とから4・5年に一回の循環期になつている。全伐後8年位で従前の姿に回復しても、これから収穫される竹材はせいぜい5年分位しかえられず、年平均収穫量はこれをさらに下廻ることになるのに、全伐後4、5年位で全伐されれば回復していないものからの収穫であるから、そこから産出される竹材の量も少なければ、形質も悪いものし

か出てこないことになり、資源は加速度的に減少悪化することは明らかであろう。

全伐の繰返えされた林分の地床や林相というものは非常にみだれた雑然とした状態にあるので、伐採収穫作業の功程が落ち、伐採人に労働強化を促すことにもなるのである。

伐採方法の改善によって、竹林所有者は竹林經營者となり、育林的施業法を採用する余地が発生し、伐採人も地床や林相が良好となるので伐採作業功程に伸びがあらわれ、形質の良好な竹材が多量生産出荷されるとすれば、竹林經營者への更新用資金或いは生計資金の流入が増大し、製竹業者も製品ロスが減少し利潤が増加し、労務者にもこれが好結果をもたらすことになる。結局、竹林所有者への分配額が増大すればする程、そこに竹林を育成する技術、労働、資本が進出して益々拡大再生産の途を辿るであろう。

2) 原竹価格の地域的偏差の実態を深く認識すること。

第1表によつて明らかな通り、原竹の経級、用途の時期などによつて原竹価格に地域的な偏差が生じている現象がある。その他に大分県下において原竹購入競合が激しい速見郡、大分郡では原竹価格が高く、競合が激しくない大野郡、直入郡の原竹価格は比較的低い傾向があるといふ。このように各種の要因によつて原竹価格が左右されるものであることを、深く認識しておくべきである。

第1表 竹材の価格(円)

経 級	6			寸		
	7月	6月～9月	10月～翌年5月		6月～9月	10月翌年5月
別府着価格	230	200	180		140	130
大分着価格		180	170		170	140

3) 市場からの距離によつて竹林に較差が生ずること。

市場から離れれば離れる程、原竹価格は低下するのが実情である。ということは市場に近い程有利となる

から、そこに生産技術や資金の投下される余地が発生する。

第2表に例示の通りの格差が生ずるが、その他に路面条件や車輢の一目当り稼ぎ高期待と足の伸び具合等

の要因のからみ具合によつて、竹林の立地が有利となつたり、不利となつたりするものであることも注意すべき事項の一つである。

第2表 原竹一束当り運賃

地名	距離(km)	原竹一束当り所要経費(円)
大分～南海部郡宇目町	59	70
大分～大分郡湯布院町	35	40
大分～別府市龜川	17	20

4) (a) 持続的生産販売が間断的生産販売より有利であり、

(b) 共同販売の方が個人販売よりも有利である（組合または共同出荷）

竹林所有者が連年ほぼ定量に原竹を供給するならば、買主（山工場や出先工場の経営者）は、作業計画を安心して組むことが出来かつ原竹購入に要する調査費、その他の経費の節減が可能となるので、その分を竹林所有者へ支払つているものがあるということ、またはある会社では、振り売りの竹材について、100束までは60円、100束から300束までは70円、300束以上ならば80円で原竹を購入している実情にあるので、共同で出荷すれば相当の差額金が生ずることは明らかである。

5) 原竹需要の将来予測について根拠ある見透をもつこと。

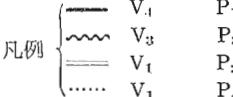
第3表を例にとつて説明すると、別府市場を控える日出地区の現状は $D_1P_4V_4$ で収奪の繰返しの悪循環結果を暴露しており、大分市場を控える大分地区的現状は $D_1P_1V_1$ で前者へ進む直前の形を示している。この地区には製竹業者が相当数存在していて、原竹の消費量も大きいため原竹購入圏が拡大の傾向にある。よつて日出・大分地区的竹林所有者には今後は有利な展開が期待出来るであろう。

6) 竹林所有者から竹林經營者へと脱皮すること。

I 更新（従来放棄していた）に主体性をもたすこと竹林では伐採＝更新の筈である。「伐採権」を譲渡することは「更新権」を放棄することではなかろうか。現行のような方式が今後も続けられるならば、次のよ

第3表 大分県地区別
竹林面積・蓄積・生産量一覧表

農林事務所	面積	1ha当たり	1ha当たり年生産量(P)
		蓄積(V)	
(市)・(郡)	(ha)	(束)	(束)
中津	中津・下毛	967	319
四日市	宇佐	1593	421
高田	高田・西國東	869	371
国東	東國東	2070	313
日出	別府・速見	2195	334
大分	大分崎・大分	3510	335
竹田	竹田・直入	2095	338
三重	大野	2628	366
臼杵	臼杵津久見	1173	406
佐伯	佐伯・南海部	722	381
日田	日田・日田	1680	428
玖珠	玖珠	1042	477
計		20544	365
			48

凡例  

うな事態が推察される。

1. 再生産される竹材の形質・数量は悪化する筈である。しかも
2. 伐採の回転速度が早くなつてくれれば、ますます竹材の形質・数量は悪化する。
3. 竹林所有者、仲買人、工場主全てが共倒れの状態へ進むとすれば外貨の獲得、労務者の生計費等にまで悪影響してくる。

II 販売面へも進出し、または注目して、従来不当な取扱いをうけていたものをねかえすべきである。市場の相場の動き、共同出荷、持続的生産販売、立地の有利性の活用、原竹需要の将来予測等をやつて主体性のある經營者となることによつて、竹林自体の經營計画（施業法 生産組織）が確立されるであろう。